

平成 31 年 2 月 19 日 (火)

西予市復興まちづくり計画に関する座談会 (野村地域)

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 復興座談会の内容について
4. 復興に関する事業説明
 - (1) 西予市復興まちづくり計画 (案) の概要について
 - (2) 地区別計画 (案) の概要について
 - (3) 第一回復興座談会における質問等の回答・対応について
5. 意見交換
6. 閉 会

西予市復興まちづくり計画とは（第1章）

西予市は、平成30年7月豪雨により、かつてないほどの河川氾濫や土砂災害などが発生し、尊い生命が奪い去られるとともに、市民の住まいや仕事、道路や河川、ライフラインなどが甚大な被害を受け、今もなお、市民の生活に大きな影響を与えています。

今回の災害では、大規模な浸水被害を受けた野村町野村地区において住家を失った被災者の方々をはじめ、宇和町明間・岩木地区のように土砂災害により避難指示区域の指定を受けて長期の避難生活を強いられている方々、生活の糧となる商工業施設や農林水産業基盤に被害を受けた方々など、それぞれの地域や生活状況等によって様々な被災状況に置かれています。

そのため、市民の住まい、暮らし、日常を早急に取り戻す復旧作業を迅速に進めるとともに、あらゆる災害から市民の生命と財産を守る安心・安全なまちの形成やさらなる魅力を高めるまちづくりを図り、中長期的な視点で復興への道を歩まなければなりません。これらのまちづくりを進めていくためには、被災者の意向等を踏まえつつ、市民一人ひとりが今回の災害を自分事としてとらえ、“オール西予”で取組むことが重要になります。

復旧・復興の実現には、様々な課題がありますが、これからめざすべきまちの姿を明らかにすることで、市民と行政が共通認識を持ってまちづくりに取組むための指針となるものとして「西予市復興まちづくり計画」（以下、「復興まちづくり計画」という。）を策定します。

計画の役割と位置づけ（第1章）

（1）計画の役割

平成30年7月豪雨の発生以降、西予市復興対策本部において、市としての基本的な姿勢及び考え方、取り組むべき基本施策を検討し、「西予市復興まちづくり計画基本方針」（平成30年10月1日）（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

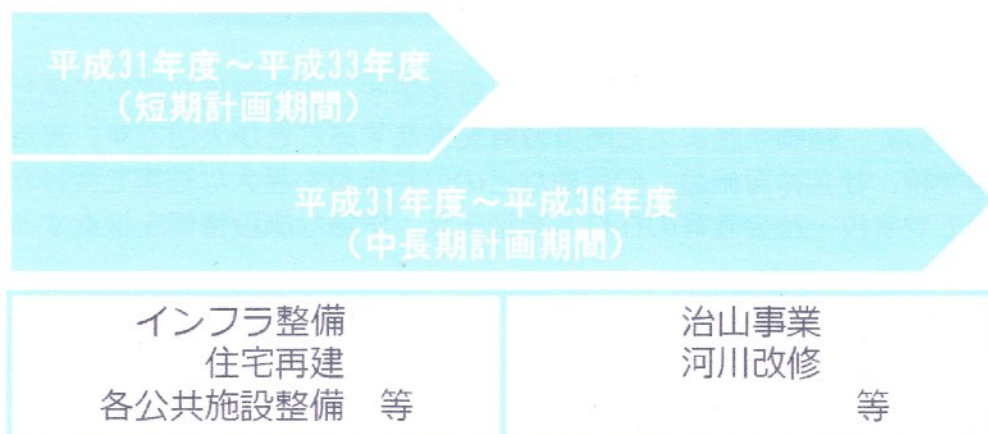
今回、策定する復興まちづくり計画は、この基本方針で掲げた「基本理念」や「計画の基本施策」を基軸として、復興まちづくりの推進に向けた、具体的な取組や施策、事業を示す計画となります。

また、個別の施策や事業に関しては、市全体の長期的なまちづくりの方向性を示す「西予市総合計画」など上位関連計画との整合性に配慮しながら推進していきます。

（2）計画の期間

復興まちづくり計画の計画期間は、平成31年度から平成36年度の6年間とします。

なお、インフラ整備や住宅再建等の施策を重点的に実施する平成31年度から平成33年度の期間を短期計画期間（主に応急・復旧事業等）、中長期的な期間を要する治山事業や河川改修を実施する平成36年度までの期間を中長期計画期間と位置づけます。



西予市復興まちづくり計画の構成

西予市復興まちづくり計画は、以下のような構成で作成を進めています。

構成	記載事項（案）
第1章 はじめに	
1 計画策定の趣旨	・速やかな復興の実現に向け、市民と行政が共通認識を持ってまちづくりに取り組むための指針として作成
2 計画の役割と位置づけ	・復興に向けた施策・事業の整理を行う計画 ・総合計画や総合戦略との整合性に配慮
第2章 被災の概要	
1 平成30年7月豪雨の概要	・これまでに経験したことのない降雨の状況
2 被害状況	・市の人的被害、建物被害、産業・公共施設等の被害 ・被害の大きかった野村町野村地区の浸水被害
第3章 復興に向けた基本的な考え方	
1 復興の基本理念	・3つの基本理念 ➢ 「寄り添い支え合う」 ➢ 「一人の100歩より100人の一歩」 ➢ 「何ができるか考える」
2 復興の目標	・復興の目標（キャッチフレーズ）…小中学生からの意見等を踏まえて検討
3 復興の施策体系	・5つの柱（下記の基本施策の項目）に基づく施策体系
第4章 基本施策	
1 安心で安全なまちの再建	・治水・治山対策等の推進 ・確実な避難に向けた対策の推進 ・市民一人ひとりの防災意識の高揚 等
2 日常の暮らしの再建	・被災者支援 ・住まいの確保・再建の支援 ・コミュニティの再建・育成 等
3 産業・経済における生業（なりわい）の再建	・農林水産業の再生 ・商工業の再生 ・観光の再生 等
4 インフラ環境、まちなみ整備	・生活インフラの整備 ・まちなみの整備 等
5 子育てや教育環境の再建	・教育施設等の再建 ・防災教育の推進 ・災害の記録と記憶の継承 等
第5章 地域別の復興方針	
1 地域区分	・各地域（旧町単位）の特性を踏まえた具体的な施策・事業の整理
2 地域別の復興方針	
第6章 計画の推進、進捗管理	
1 計画の推進	・住民との協働と適切な役割分担
2 進捗管理	・事業の優先度等を見直しながら計画的に実施

復興における基本理念（第3章）

西予市の復興を進めていく上で、下記の3項目を基本理念（復興への概念）として位置づけ取組みます。

一つ

寄り添い支え合う

「住まいが無くなった」、「仕事が無くなった」、「大切な人を亡くした」という不安や落胆は計り知れないものです。その不安や落胆を払しょくするには、しばらくの時間がかかることでしょうか。だからこそ、人と人が寄り添うこと、支え合うことが必要ではないでしょうか。「あの人はわかってくれている」という最後の拠り所が、これからの一步を踏み出せる勇気となるのではないのでしょうか。

寄り添い支え合いながら復興を推進します。

一つ

一人の100歩より100人の一步

復興とは専門家が計画するだけで進むのでしょうか。あるいは行政が政策的に進めるだけで上手くいくのでしょうか。また市民だけで復興が可能なのでしょうか。

復興もまちづくりと一緒に、一人の強力なリーダーだけが、一つのグループだけが進めても上手くいくことはありません。市民、行政、専門家、ボランティア、学生等々、多様な主体が複合的に連携して進めることに意義があるように思うのです。「復興に関わることに価値がある」というような思いで、みんなが手を取り合って歩んでいく復興を目指します。

一つ

何ができるか考える

行政は、ある一定のルールに則り市民サービスを公平に提供する機関です。したがって、すべての要望に対応することは難しいのが現実です。また、復興に関する多くの支援策は国の方策であり、国が示す基準により支援することになります。しかし、国が示す支援策だけでは対応しきれないことも事実で、何らかの支援や対策を求める声も多く存在します。

それは、地域の支え合いや互助・共助によるコミュニティで対応できる場合もあれば、行政が新たな支援策を提案していくことも必要になります。それぞれの立場で「何ができるのか！」を考えていく姿勢で推進します。

復興の目標（第3章）

※計画の名称（キャッチフレーズ）として、現在、小中学生への募集を行っているところです。

復興における施策体系（第3章）

西予市の復興まちづくりを進めていく上での基本施策として、以下の5つを掲げ、市民の生活・暮らし等の復興へ向け、着実な推進を図ります。

（1）安心して安全なまちの再建

「安全である」ということが暮らしの根底になればいけません。今後も、今回のような豪雨の可能性は十分にありうることを受け止め、同じ被害を繰り返さないための河川整備や治山事業などによる安全対策や、被災時における住民自治組織の役割の明確化などが重要です。

（2）日常の暮らしの再建

前向きに物事を考えていくためには、日常の暮らしを取り戻すことから始まります。生活再建のためには住宅、福祉、医療、教育、雇用、コミュニティなど総合的な支援が必要です。行政内部では情報を共有し、連携した支援を行うことが重要です。

（3）産業・経済における生業（なりわい）の再建

仕事があることは生きがいであり、地域の活力にもつながります。大きな被害を受けた商工業、みかん樹園地、農業施設、林業など、あらゆる分野における産業の復興に向けて支援体制を整え、地域経済の活力を早期に取り戻せるようにすることが重要です。

（4）インフラ環境、まちなみの整備

安心して暮らしていくための基盤として、土砂の撤去や家屋の解体など被災した地域環境を早期に整備することと、上下水道の復旧や市道・農道の復旧整備といったインフラ環境が整うことが重要です。また、災害公営住宅等の整備といった住環境を整備することが大切です。

（5）子育てや教育環境の再建

元をたどればすべての根源は教育にあると言えます。次の時代を担う子供たちに今回の災害を教訓として、経験を踏まえた防災教育を推進することが大切です。また、野村保育所、明浜中学校、社会体育施設、公民館などの公共施設も甚大な被害を受けたことにより、今後の子育てや学校・社会教育の在り方を踏まえ、早急な施設整備を推進することが重要です。

施策体系図（第3章）

以下に示す体系図に基づき、本市の復興まちづくりに関する各種の施策・事業の推進を図っていきます。

1. 安心で安全なまちの再建

1-1 治水・治山対策等の推進

- 1-1-① 野村ダム洪水調整機能の強化・下流部の河川改修
- 1-1-② 中小河川対策
- 1-1-③ 土砂災害対策
- 1-1-④ 災害に強い森林づくり
- 1-1-⑤ 復旧工事の推進における配慮事項
- 1-1-⑥ 南海トラフ地震への備え

1-2 確実な避難に向けた対策の推進

- 1-2-① 情報伝達体制の強化
- 1-2-② 安全な避難路・避難場所の確保・充実
- 1-2-③ 安心な避難所運営の強化
- 1-2-④ 関係機関との連携による取組

1-3 市民一人ひとりの防災意識の高揚

- 1-3-① 避難行動・意識の高揚
- 1-3-② 市の防災体制の強化

2. 日常の暮らしの再建

2-1 被災者支援

- 2-1-① 被災者支援対策の推進
- 2-1-② 避難指示区域の被災者支援
- 2-1-③ 心のケア

2-2 住まいの確保・再建の支援

- 2-2-① 応急仮設住宅の適正な維持管理等
- 2-2-② 住まいの確保・再建

2-3 地域コミュニティの再建・育成

- 2-3-① 地域コミュニティ(心のライフライン)の再建・育成
- 2-3-② 集会所等の復旧

3. 産業・経済における生業(なりわい)の再建

3-1 農林水産業の再生

- 3-1-① 農林水産業の再生

3-2 商工業の再生

- 3-2-① 商工業の再生

3-3 観光の再生

- 3-3-① 観光の再生

4. インフラ環境、まちなみの再建

4-1 生活インフラの整備

- 4-1-① 道路網の復旧・整備
- 4-1-② ライフラインの復旧・整備
- 4-1-③ 公共交通網の復旧・整備

4-2 まちなみの整備

- 4-2-① まちなみの整備
- 4-2-② 野村地区の再整備

5. 子育てや教育環境の再建

5-1 教育施設等の再建

- 5-1-① 学校、児童福祉施設等の復旧
- 5-1-② 子どもたちへの支援
- 5-1-③ 社会教育施設等の復旧

5-2 防災教育の推進

- 5-2-① 学校教育における防災意識高揚
- 5-2-② 社会教育における防災意識高揚

5-3 災害の記録と記憶の継承

- 5-3-① 災害の記録と記憶の伝承
- 5-3-② ソフト事業の推進

基本施策とその対応方針（第3・4章）

（1）安心して安全なまちの再建

1-1 治水・治山対策等の推進

関係機関と連携を図りながら、被災した箇所の復旧工事を進め、市民の日常生活を早期に取り戻します。

あらゆる災害から市民の生命と財産を守ることをめざし、災害の発生抑制に資する治水・治山対策等の推進を図ります。

なお、ハード整備によって、全ての災害を防ぐことは困難であることの認識のもと、ソフト対策と一体的な推進を図ることとします。

1-2 確実な避難に向けた対策の推進

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」の検討結果や、市民の「避難行動調査」の結果を踏まえ、より効果的な情報発信や市民の避難行動を促すための取組を進めます。

また、市民の確実な避難を促すために、より安全な避難路・避難場所・避難所の確保と避難所運営の充実を図ります。

1-3 市民一人ひとりの防災意識の高揚

ハード整備によって、全ての災害から人命・財産等を守ることは困難との認識のもと、確実な避難の実現に向け、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

（2）日常の暮らしの再建

2-1 被災者支援

被災者一人ひとりの復旧・復興に向けた歩みを着実に進めていくため、市民との対話を重ねながら多様な被災者支援対策を推進します。

行政や地域ささえあいセンターなどによる市民との対話を大切にし、市民に寄り添った支援に努めます。

2-2 住まいの再建の支援

応急仮設住宅の適切な維持管理に努め、復旧・復興の過程においても安全・安心に暮らせる住環境の確保に努めます。

住民との合意形成を図りながら、早期の被災住宅の再建（修繕、建替等）の支援に努めるとともに、住宅移転が求められる市民のために安全・安心な住宅移転地の確保・整備に取り組めます。

自力での住宅再建が困難な市民のために、災害公営住宅等の整備に取り組めます。

2-3 地域コミュニティ（心のライフライン）の再建・育成

今回の災害においては、被害の大きかった地域へ、市内外から多くの方々がボランティア等として参加しています。これまで以上に心のライフラインを高めていくため、平常時から様々な交流機会を創出します。

(3) 産業・経済における生業（なりわい）の再建

3-1 農林水産業の再生

生活の再建には、働く場所の再建が重要となることから、本市の基幹産業の一つである農林水産業の再建に向け、被災した農林漁業施設の早期復旧や経営支援等に努めます。

3-2 商工業の再生

被災した店舗や工場に対して、事業再開に向けた支援及び再開後の経営支援に取り組みます。

3-3 観光の再生

被災した観光・交流施設の早期復旧に取り組むとともに、観光・交流機能の強化を図り、ハード・ソフトの両面から観光振興施策に取り組みます。

(4) インフラ環境、まちなみの整備

4-1 生活インフラの再生

国道、県道、市道などの生活道路については、被災箇所の早期復旧を図るとともに、災害時における機能強化に向けた整備を推進します。

被災した水道等の早期復旧に努めるとともに、電気等のライフラインや電話等の通信手段における耐災害性の強化を促します。

4-2 まちなみの再生

より安心・安全なまちの実現をめざし、各種計画の見直し等を進めます。

野村地区においては、市民意向等を踏まえながら、速やかな住まいの再建と長期的なまちづくりの観点とのバランスをとりながら、まちづくりの方針を検討していきます。

(5) 子育てや教育環境の再建

5-1 教育施設等の再建

被災した学校施設、児童福祉施設、社会教育施設等については、安全性の確保を前提に、早期の復旧・再開等を推進します。なお、老朽化が進んでいる施設や未耐震の施設については、施設の除却等も含めて検討を行います。

被災した子どもたち、また、災害を目のあたりにした子どもたちの心のケア等に努めます。

5-2 防災教育の推進

学校教育・社会教育等の多様な機会を通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。

今回の災害を教訓とするとともに、過去に生じた災害も振り返ることで、まちの歴史や文化、成り立ち等を学ぶ機会の充実を図ります。

5-3 災害の記録と記憶の継承

今回の災害の経験を風化させることなく、災害の記録と記憶を継承していくための取組を進めます。

復旧・復興の歩みを実感できるような機会を創出します。

1 計画の推進

（1）協働による計画推進

復興まちづくりを進めるにあたっては、市民一人ひとりが復興の担い手であることを認識し、“被災前のまちや生活を早期に取り戻し、更なる飛躍につなげていく”という意識を持つことが重要です。その上で、市民が主役であるとの認識のもと、事業者や各種団体、大学、議会、行政等の多様な主体が協働し、適切な役割分担を図るとともに、お互いを尊重し合うことで、復興まちづくりの実現に近づくことができます。

本市では、市民主体のまちづくりを行政が支援する制度として「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しており、現在、旧小学校区を基本単位とした27の「地域づくり組織」が設置され、それぞれの地域で事業が実施されています。復興まちづくりにおいても、市民が当事業を積極的に活用するように努め、市民が主体となったまちづくりを支援していきます。

特に、大規模な被害の発生した野村町野村地区においては、被災者の意向等を踏まえつつ、市民・大学・行政等の協働による野村地区のまちづくり全体のあり方を検討していく場を設け、魅力あるまちづくりに取組んでいきます。

（2）庁内体制

本計画は、あらゆる分野にわたり、庁内全ての部署が関係するため、市長を本部長とする西予市復興対策本部を中心とした推進体制のもと、計画の推進と情報の共有化を図ります。

また、重要な課題に対しては、必要に応じて庁内プロジェクトチームを設置し、効果的に、スピード感を持って計画の推進を図ります。

（3）多様な制度の活用による事業実施

復興まちづくりの実現には、多額の財源が必要となります。一方で、今回の災害により本市の産業経済活動が影響を受けており、市の財政にも影響を与えるものと想定されます。

そのため、社会基盤整備や産業・生活再建の支援等においては、国や愛媛県等と連携のもと、復興事業に係る財源の確保等に努め、より効果的、効率的な事業の実施に努めます。

また、国や愛媛県の補助事業等の対象とならない身近な河川や道路等の被災箇所に関する復旧については、地域住民の意向等も踏まえつつ、適切に対応していきます。

2 進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、庁内組織である西予市復興対策本部を中心に、市民意向や経済社会環境の変化を踏まえながら、常に事業の優先度等を見直していくこととします。

(3) 野村地域

①被災の概要

野村地域は、市全体のり災証明交付件数の68%を占める887件の建物被害をはじめ、野村地域全体で大規模な災害が発生しました。

特に、甚大な浸水被害のあった三島町等においては、被災された多くの方が応急仮設住宅等での暮らしを余儀なくされている状況にあります。

また、商店街や野村保育所、乙亥会館、野村体育館等の公共施等も浸水被害を受け、市民生活や産業活動等に大きな影響を与えています。



乙亥会館



野村保育所

表 り災証明交付件数

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
市全体	294	150	381	481	1,306
野村地域	250	139	291	207	887

②市民の意見

復興座談会にて、市民の皆様から頂いた主な意見を下記に整理します。野村保育所

■安心で安全な町の再建について

- ・二度と同じような災害を起こさないよう野村ダムの操作見直しや肱川水系の河川改修は必須である。計画策定等に当たっては、地域住民の意見が反映できるような参画機会を設けてほしい。
- ・野村ダムの操作見直しについては、国・県と話を進めていると聞いている。そのような情報を住民に知らせてほしい。
- ・野村ダムの操作見直し等の結果、それぞれの地域が放流量に応じてどのような状況になるのか情報提供をしてほしい。
- ・被災者のほとんどが人災だという意識がある。
- ・復旧工事は、できるだけ市内業者に依頼して欲しい。
- ・小さな河川は法廷外公共物扱いとなり、補助対象外とされている。そのあたりの対策をお願いしたい。

■日常の暮らしの再建について

- ・被災者のところを周って、困ったことが無いかを確認することが必要ではないか。
- ・大規模な災害のあった三島町については、住宅再建に関する方向性が示されないため不安な状況にある。状況を出来るだけ早く教えてほしい。
- ・住民に寄り添い、被災した人の声を聞く機会を設けながら検討して欲しい。
- ・被災者の住まいを速やかに確保することと、利便性の観点から、一箇所への集合住宅(地)の整備だけでなく、街なかの空き家の活用等も検討すべきである。
- ・公共施設の復旧は防水対策を実施するが、個人住宅の防水対策は個人負担である。そのことも考えて復興を検討してほしい。
- ・三島町はわずか6世帯になり組が解散という形になった。生まれ育った集落がなくなることに憤りを感じている。

■産業・経済における生業の再建について

- ・水路が被災し田植えが出来ない。それに対する支援策を検討してほしい。
- ・農地へ入るために利用していた橋が流れた。公共の橋でないため直せないとされているが、個人での対応は困難であり対応を検討していただきたい。

■インフラ環境、まちなみの整備について

- ・市道、県道の陥没等、早急な復旧対応を望む。
- ・防火用水への進入路が倒木等でふさがっており、その対策をお願いしたい。

■子育てや教育環境の再建について

- ・子どもが精神的なショックを受けていることも認識して復興に取り組んで欲しい。

■その他

- ・市職員は、住民の目線に立って、誠心誠意進めていただきたい。
- ・職員の対応が遅い。被災者が本当に困っていることを聞いて欲しい。
- ・町の中心部や被害の大きいところに支援が集中し、端々の地域が後回しにならないような復興計画を作成していただきたい。

③野村地域の復興方針

野村地域の復興まちづくりの実現に向けて取組む主な施策・事業等について、以下に整理します。

1. 安心で安全なまちの再建

- 二度と同じような災害が発生しないように、関係機関と連携を図りながら、野村ダムにおける放流操作の見直し(操作規則の見直し)や洪水調整機能の向上、肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修等の促進を図ります。
- 被災した河川や急傾斜地等の対策事業の整備促進を図ります。
- 市民生活に身近な水路や河川等の被災箇所については、それぞれの被災状況等に応じたきめ細やかな対策を検討していきます。



野村町河西

事業名	野村ダムにおける洪水調整機能の強化												実施機関				国、県、市				
概要	野村ダムにおける洪水調整機能強化の推進																				
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)				2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)				2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
→																					
事業名	肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修												実施機関				国、県、市				
概要	肱川水系河川整備計画の見直し、計画に基づく河川改修工事等の促進																				
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)				2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)				2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
→																					
事業名	治山事業 9事業												実施機関				愛媛県				
概要	災害関連緊急治山事業及び治山等激甚災害対策特別緊急事業による土砂崩壊対策工事の実施																				
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)				2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)				2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
→																					
事業名	タイムライン(防災行動計画)策定												実施機関				危機管理課				
概要	災害の発生を前提に、その状況を想定し共有した上で「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画を策定する。																				
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)				2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)				2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
→																					

			市管轄事業																
事業名 (区分)	実施機関	事業数	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)				2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)					
			9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月		
河川	建設課	8																	
がけ崩れ	建設課	6																	

※工程計画については、変更等が生じる可能性があります。

(3) 野村地域

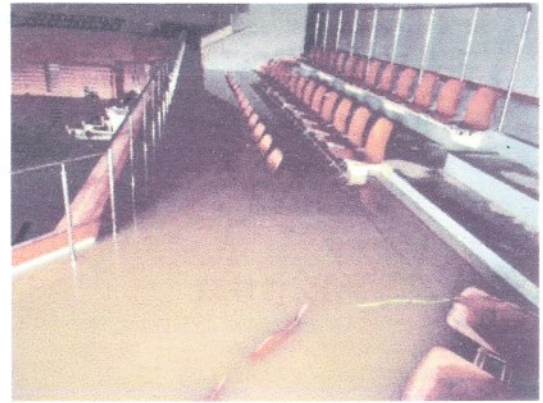
2. 日常の暮らしの再建

- 被災者の日常を早期に取り戻すため、市民意向を踏まえつつ、きめ細やかな支援施策に取り組めます。
- 野村地区の応急仮設住宅の適切な維持管理や避難者の生活支援に努めるとともに、復旧・復興期の過程においても安全・安心に暮らせる住環境の確保に向けた支援に取り組めます。
- 住宅再建意向調査を通じて市民の意向等の把握を行いながら、まちづくりの視点との整合も図りつつ、計画的に住まいの確保に取り組めます。
- 河西地区や栗木地区の避難指示区域内の被災された方々へのきめ細やかな支援策に取り組めます。

事業名	計画的な住まいの確保												実施機関				建設課	
概要	市民の意向等を踏まえ、災害公営住宅等の整備																	
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)			2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月			
	→																	
事業名	建設型応急仮設住宅の適切な維持管理												実施機関				建設課	
概要	建設型応急仮設住宅の適切な維持管理																	
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)			2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月			
	→																	
事業名	避難指示想定期間 (河西地区)												実施機関				危機管理課	
概要	市道河西線道路復旧工事の工程において、安全が担保されると判断される場合には、避難指示解除の判断を行い、平成31年9月末までに避難指示解除を目指す。																	
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)			2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月			
	→																	
事業名	避難指示想定期間 (栗木地区)												実施機関				危機管理課	
概要	市道栗木川平線の舗装部分に大きな亀裂が発生し、路側が人家方向に崩落する恐れがあり、孔内傾斜計を設置し、地すべりの動きを計測している。今後、計測結果に基づいて対策の検討を行う予定で、現時点では見通しはたっていない状況。																	
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)			2022年度 (H34年度)		2023年度 (H35年度)		2024年度 (H36年度)	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月			
	→																	

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

- 被災した農地・農業用施設等については、個々の農業者等との調整を図りながら早期の復旧に努めます。
- 大規模な被害を受けた商店街等の復興に向け、被災した事業者の再建意向等を踏まえ、事業再開に向けた支援及び事業再開後の経営支援に努めます。
- 本市を代表する観光・交流拠点である「乙亥の里」等の早期復旧に取り組めます。



乙亥会館

		市管轄事業															
事業名 (区分)	実施機関	事業数	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)				
			9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
農地	農業水産課	72															
ため池		2															
頭首工		7															
水路		19															
道路		16															
揚水機		3															
林道	林業課	20															
乙亥の里・乙亥会館の復旧	スポーツ文化課・経済振興課 (概要)																
		被災した乙亥の里・乙亥会館の観光交流拠点としての復旧工事															

個々の状況に応じて随時対応

事業名 (区分)	実施機関	事業数	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)					
			9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	
中小企業等グループ補助金	(概要)		中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合にそのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援する。【補助率】4分の3 【上限額】15億円															
西予市中小企業等復興補助金制度	(概要)		【補助率】3分の2 【上限額】150万円															
小規模事業者持続化補助金	(概要)		【補助率】4分の3 【上限額】225万円															

※工程計画については、変更等が生じる可能性があります。

(3) 野村地域

4. インフラ環境、まちなみの整備

- 被災した主要地方道宇和野村線等の道路復旧工事及び整備促進を図ります。
- 被災した野村浄水場は、給水区域内の今後の動向を勘案した上で、更新に向けて取組みます。
- 野村地区のまちなみの再整備に向け、住民と行政、大学等の協働によるワークショップの機会を設け、まちづくりのあり方等を検討していきます。



野村浄水場

事業名	(主)宇和野村線(栗木地区)				実施機関				愛媛県						
概要	地すべり対策の調査・設計等を実施しているが、対策工事には長期間を要することから、全面通行止めの解除の見込みは立っていない状況														
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)			2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
事業名	野村地区のまちづくりWSの開催				実施機関				復興支援課、建設課						
概要	野村地区の復興に向け、住民と行政、大学等の協働によるワークショップの開催														
工程計画	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)			2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月

市管轄事業																	
事業名 (区分)	実施機関	事業数	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			2021年度 (H33年度)					
			9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
市道	建設課	42															

※工程計画については、変更等が生じる可能性があります。

5. 子育てや教育環境の再建

- 被災した野村保育所は、仮設保育所での運営を行うとともに、新たな保育所の適地での建設整備を進めます。
- 建設中に被災したせいよ東学校給食センターは、建設地の見直し等を行い、適地での建設整備を進めます。
- 被災した乙亥会館は、社会体育施設としての機能充実に図るとともに、復興のシンボルとなる拠点施設として位置づけ、災害の記録と記憶の伝承のための展示室等の整備を進めます。
- 老朽化が進んでいる施設や未耐震の施設については、他の施設での代替機能の確保等により、施設の除却等も含めて検討を行います。



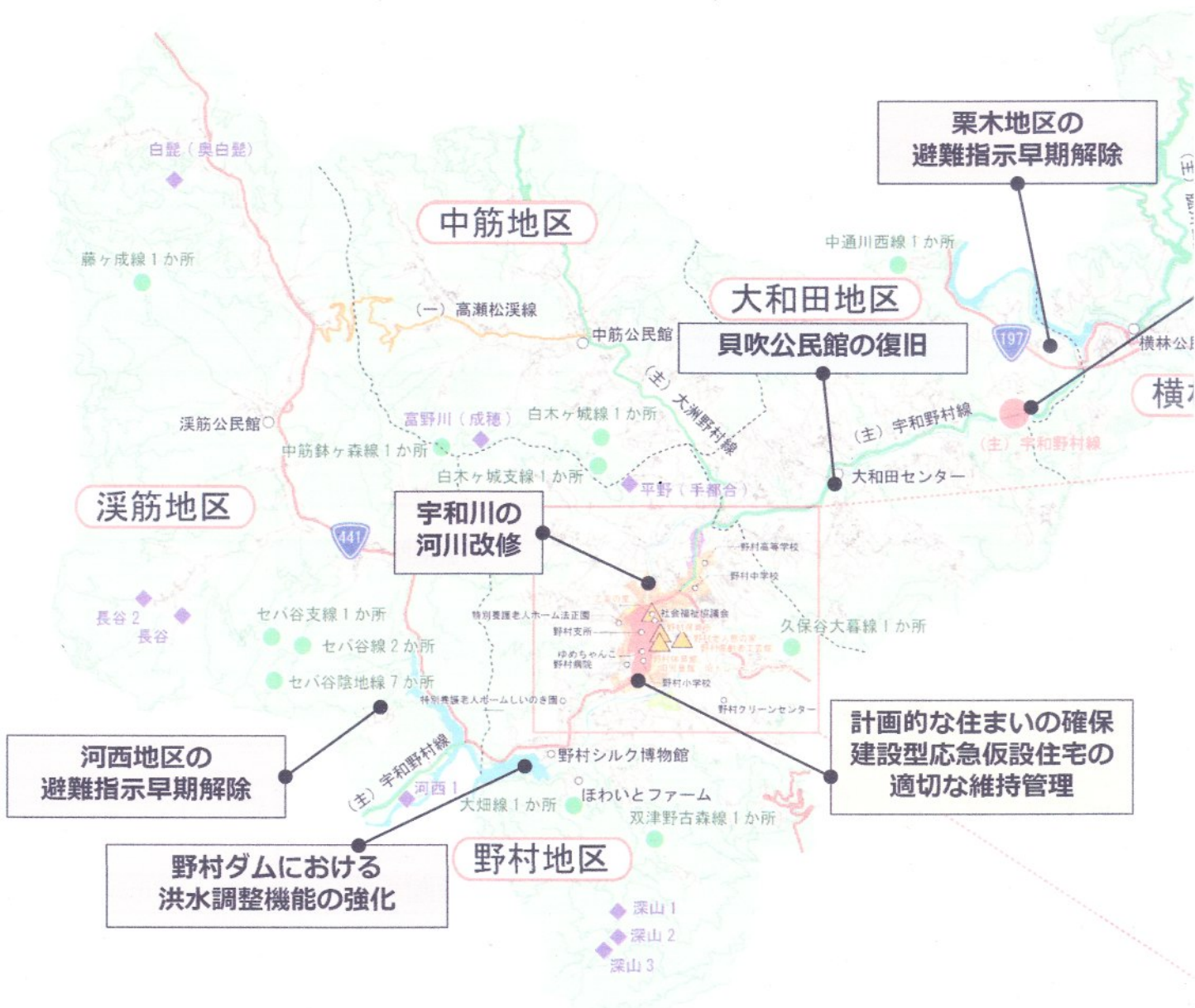
野村保育所

事業名	野村保育所												実施機関			子育て支援課					
概要	仮設野村保育所の運営。新野村保育所の整備（平成32年8月予定）。																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
事業名	旧野村児童館												実施機関			子育て支援課					
概要	除却を含めた対応方針の検討協議																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
事業名	野村老人憩いの家 野村高齢者工芸館												実施機関			長寿介護課					
概要	除却を含めた対応方針の検討・協議																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
事業名	野村体育館 旧トレーニングセンター												実施機関			スポーツ文化課					
概要	除却を含めた対応方針の検討協議																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
事業名	乙亥の里・乙亥会館の復旧												実施機関			スポーツ文化課					
概要	乙亥会館の社会体育施設機能の拡充と災害展示室の設置																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
事業名	貝吹公民館(大和田センター)の復旧												実施機関			生涯学習課					
概要	旧大和田幼稚園を改修した公民館機能の整備と現施設の除却時期の検討																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						
事業名	大和田地区体育館の復旧												実施機関			スポーツ文化課					
概要	大和田地区体育館の復旧																				
工程計画	2018年度（H30年度）			2019年度（H31年度）				2020年度（H32年度）				2021年度（H33年度）				2022年度（H34年度）		2023年度（H35年度）		2024年度（H36年度）	
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月						

(3) 野村地域

④野村地域の復興方針図

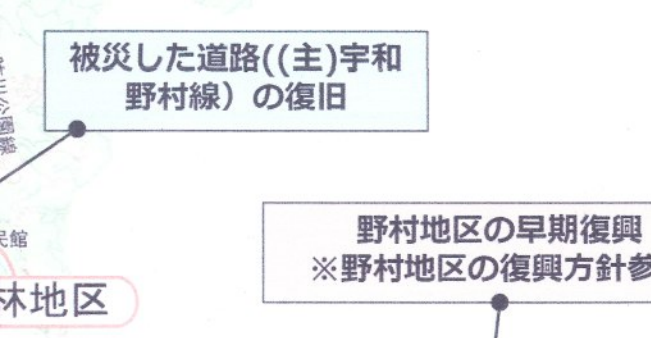
- 凡例：被災箇所
- 河川
 - 国道・県道
 - 市道
 - 林道
 - ▲ 施設
 - ◆ 治山事業



大野ヶ原地区



惣川地区



被災した道路((主)宇和野村線)の復旧

野村地区の早期復興
※野村地区の復興方針参照



(3) 野村地域

■野村地区の復興方針

(基本的な考え方)

- ・全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中、野村地区においてもその傾向が顕著に見受けられます。今回の大規模な災害により、更なる人口流出や地域の衰退等に拍車がかかることが懸念される中で、「新たな魅力あるまちづくりを進める」という考え方のもと、地域の復興に取り組んでいくことが重要です。
- ・また、野村町は、乙亥大相撲に象徴されるように、市内でもコミュニティの結束が強いという特徴があり、人と人の繋がりを活かし、市民の視点でまちづくりを進めていくことも重要です。直接被害を受けた被災者の方はもちろん、地域のお年寄りから若者、子どもたちを含めて、話し合いを深めながら野村地区のまちづくりを描いていきます。
- ・一方、二度と同じような災害が発生しないよう、野村ダムの操作規則の見直しや宇和川(肱川)の河川改修等が進められることとなりますが、近年、集中豪雨や局所的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)等の発生が増加する中で、全ての災害を防ぐことは現実的に困難と言えます。そのため、ハード対策と一体となった避難体制の強化や市民一人ひとりの防災意識の高揚などのソフト対策を推進することにより、地域が一丸となって災害に強いまちづくりの実現をめざします。

(復興方針)

(1) 生活の基盤となる安心・安全なまちづくり

- ・全ての災害を防ぐことは困難との認識のもと、豪雨対策について、以下の2つのレベルの豪雨を想定して対策を講じ、安心・安全なまちづくりに取り組みます。

レベル1

平成30年7月豪雨と同程度の豪雨に対しては、ハード整備に取り組むことによって洪水被害を発生させない(人命保護はもちろん、住民財産の保護や地域経済等を守る)

○主な取組方針

- ・国による野村ダムの操作規則の見直し(1,000 m^3 /秒以内の放流量に抑える等)や洪水貯留量準備操作(事前放流による治水容量600万+ α m^3 を確保)、愛媛県による宇和川の河道掘削・河川改修等により約1,300 m^3 /秒の流下能力の確保に向けた取り組みを強く促し、地域の安全性を高めます。

レベル2

平成30年7月豪雨以上の豪雨に対しては、住民の避難対策をはじめとする生命を守ることを最優先としたソフト事業を軸に対策を行う。

○主な取組方針

- ・これまで以上の豪雨が発生する可能性があることを市民一人ひとりが認識し、異常気象等が発生した場合には速やかな避難行動をとるといった体制づくりに努めます。
- ・緊急時における野村ダムや愛媛県との情報伝達に関する連携強化を図るとともに、住民一人ひとりに情報が伝達できる体制づくりに努めます。
- ・ハザードマップの作成をはじめ、市民参画によるタイムライン(防災対策行動計画)の策定、災害危険区域にかかる検討等の対策に取り組めます。

(2) 安心・安全に暮らせる住まいの早期確保

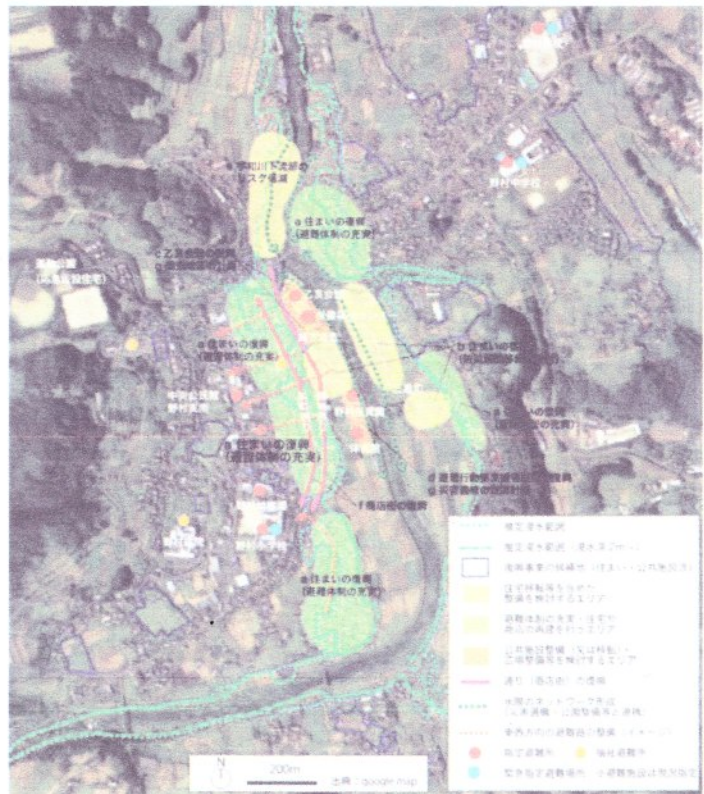
- ・三島町等において住宅が被災した人にとっては、早期の住宅再建が復興の第一歩となります。安心・安全に暮らせる住まいを速やかに確保することができるよう、一人ひとりのニーズを踏まえながら、住宅再建に向けた多様な支援に取り組みます。
- ・新たな住宅地や災害公営住宅の整備にあたっては、生活利便性への配慮等や将来のまちづくりのあり方等との整合を図りながら検討を進めていきます。

(3) 市民、行政、学識者等との協働（総働）による未来へ飛躍する復興の実現

- ・住まいの再建をはじめ、商店街の再興や公共施設の配置等を含め、地域の発展につながる復興まちづくりのあり方について、住民と行政、学識者、学生等が共にアイデアを出し合う場（ワークショップ）を設け、多様な主体の参画のもと、野村地区の将来像を描いていきます。

【検討の方針（案）】

- 住まいの復興
 - ・被災者一人ひとりのニーズを踏まえ、集団移転や災害公営住宅の整備、空家の活用等の手法を活用した住まいの再建。
- 乙亥会館の復興
 - ・復興のシンボルとなる拠点施設の一つと位置づけ、災害の記録と記憶の伝承のための展示室等の整備。
- 自然との共生
 - ・安全の確保を前提に、親しみのある河川空間の創出。
- 地域の活性化につながる施設の整備
 - ・今回、洪水により浸水したエリアについては、地域の活性化につながる施設等の整備を検討



復興まちづくりのスタディ（検討イメージ）

出典：平成30年7月豪雨復興事前調査報告

・復興まちづくり事例

（東京大学復興デザイン研究体）

※検討の一例であり、決定事項ではありません。

(4) 人と人の繋がりを活かし復興の輪を広げる

- ・今回の災害の復旧・復興において、多くのボランティアの協力がありました。また、全国の皆様から多くの義援金やふるさと納税等により、市へのご支援をいただきました。このような関わりを持っていただいたみなさまは、これからの野村町の将来を気にかけていると思われることから、これらのつながりを継続させ、多様な連携・交流等につなげていく取組を検討していきます。

西予市単独農林土木事業災害復旧事業のご案内

平成 30 年 7 月豪雨災害においては、西予市全域で未曾有の被害が発生し、農林業の分野でも農地や農道・林道・ため池・水路など多数の施設において甚大な被害を被っております。

国の補助を受ける公共災害については、平成 31 年 1 月の災害査定をもって全箇所の申請を完了し、今後は早期復旧へ向けて工事を順次発注していく予定であります。該当の受益者の皆様には別途ご案内をさせていただきますが、国の補助率も上がり、地元負担額が減少する見込みとなっております。

併せて、災害規模等の条件で公共災害に該当しない被害については、西予市単独災害復旧事業等を活用することが可能ですが、今回の 7 月豪雨災害においては、農林業分野の被害の状況により経済的負担を軽減するため、市単独災害復旧事業においても下記のとおり補助率のかさ上げを行いますので、活用を検討いただきますよう、事業申請についてご案内申し上げます。

記

【西予市農林土木事業補助金】

事業名	市単独災害復旧事業（平成 30 年 7 月豪雨）	
対象事業費	5 万円以上 40 万円未満（5 万円未満は対象外）	
補助率	対象事業費の 80%（通常 50%→80%にかさ上げ）	
災害区分	農地災害	
	農業用施設災害	（受益戸数 2 戸以上）
	林業用施設災害	（受益戸数 2 戸以上）
申請期日	平成 31 年 4 月 30 日	
相談窓口	本庁	産業部農業水産課（0894）62-6409 産業部林業課（0894）62-6493
	各支所	明浜支所産業建設課（0894）64-1287 三瓶支所産業建設課（0894）33-1114 野村支所産業建設課（0894）72-1115 城川支所産業建設課（0894）82-1116
その他	補助率かさ上げは、平成 30 年 7 月豪雨災害のものに限る。 事業完了期限は、原則平成 32 年 3 月 31 日までとする。	

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注予定件数

	計	公共施設	林道	市道	河川	下水道施設	上水道施設
明浜町	9	1	3	4	1	0	0
宇和町	43	1	16	15	8	2	1
野村町	84	14	20	42	8	0	0
城川町	53	5	14	27	7	0	0
三瓶町	9	0	6	3	0	0	0
計	198	21	59	91	24	2	1

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注の見通し

※本表は、現在、市で発注を予定している災害復旧工事の一覧表です。(一部、既に発注を行った工事も含まれます。)

※発注予定時期は、現時点での計画であり、目安としてご確認ください。他の工事の進捗状況等の要因により、前後する場合があります。

※農地・農業用施設災害復旧、がけ崩れ対策工事は、それぞれの地権者及び受益者の方と協議の上、工事を進めますので、本表への掲載はありません。

No	所管部	所管課	区分	工事名	町	地区	工事種別	概要	発注予定時期			工期
									年度	月	時期	
1	福祉事務所	子育て支援課	公共	野村保育所解体工事	野村町	野村	解体工事	被災した野村保育所を解体 敷地約3,000㎡	30年度	2月	月上旬	約5ヶ月
2	福祉事務所	子育て支援課	公共	野村保育所用地造成工事	野村町	野村	土木一式工事	建設用地造成工事 敷地約4,300㎡	31年度	5月	月上旬	約6ヶ月
3	福祉事務所	子育て支援課	公共	野村保育所建築工事	野村町	野村	建築一式工事	木造 平屋建 延床面積 約1,300㎡	31年度	10月	月上旬	約11ヶ月
4	福祉事務所	子育て支援課	公共	野村保育所電気設備工事	野村町	野村	電気工事	電気工事 延床面積 約1,300㎡	31年度	10月	月上旬	約11ヶ月
5	福祉事務所	子育て支援課	公共	野村保育所機械設備工事	野村町	野村	管工事	管工事 延床面積 約1,300㎡	31年度	10月	月上旬	約11ヶ月
6	福祉事務所	子育て支援課	公共	野村保育所外構工事	野村町	野村	建築一式工事	外構工事 敷地面積 約4,300㎡	31年度	10月	月上旬	約11ヶ月
7	福祉事務所	長寿介護課	公共	特別養護老人ホームしいのき園 災害復旧工事	野村町	野村	土木一式工事	砂防・地すべり等工事 復旧延長L=42.2m	30年度	2月	月上旬	約8ヶ月
8	産業部	林業課	林道	林道久保谷大暮線 災害復旧工事	野村町	阿下	土木一式工事	L=80.0m W=4.0m	30年度	12月	発注済	約9ヶ月
9	産業部	林業課	林道	林道大畑線 災害復旧工事	野村町	野村	土木一式工事	L=29.0m W=3.6m	30年度	12月	発注済	約5ヶ月
10	産業部	林業課	林道	林道セバ谷線(1号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式工事	L=44.0m W=3.6m	30年度	12月	発注済	約4ヶ月
11	産業部	林業課	林道	林道セバ谷線(2号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式工事	L=223.0m W=3.6m	30年度	12月	発注済	約9ヶ月
12	産業部	林業課	林道	林道白木ヶ城線 災害復旧工事	野村町	平野	土木一式工事	L=46.0m W=4.0m	30年度	12月	発注済	約7ヶ月
13	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(1号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式工事	L=62.0m W=3.5m	30年度	12月	発注済	約4ヶ月
14	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(2号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式工事	L=42.0m W=3.5m	30年度	12月	発注済	約7ヶ月
15	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(3号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式工事	L=43.0m W=3.5m	30年度	12月	発注済	約6ヶ月

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注の見通し

※本表は、現在、市で発注を予定している災害復旧工事の一覧表です。(一部、既に発注を行った工事も含まれます。)

※発注予定時期は、現時点での計画であり、目安としてご確認ください。他の工事の進捗状況等の要因により、前後する場合があります。

※農地・農業用施設災害復旧、がけ崩れ対策工事は、それぞれの地権者及び受益者の方と協議の上、工事を進めますので、本表への掲載はありません。

No	所管部	所管課	区分	工事名	町	地区	工事種別	概要	発注予定時期			工期
									年度	月	時期	
16	産業部	林業課	林道	林道白木ヶ城支線 災害復旧工事	野村町	平野	土木一式 工事	L=29.0m W=3.0m	30年度	1月	発注 済	約5ヶ月
17	産業部	林業課	林道	林道中筋鉢ヶ森線 災害復旧工事	野村町	高瀬	土木一式 工事	L=38.0m W=3.0m	30年度	2月	発注 済	約6ヶ月
18	産業部	林業課	林道	林道双津野古森線 災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	L=292.0m W=3.5m	30年度	2月	発注 済	約6ヶ月
19	産業部	林業課	林道	林道中通川西線 災害復旧工事	野村町	中通川	土木一式 工事	L=31.0m W=4.0m	31年度	9月	下旬	約4ヶ月
20	産業部	林業課	林道	林道雨包線 災害復旧工事	野村町	舟戸	土木一式 工事	L=19.0m W=4.0m	31年度	9月	下旬	約6ヶ月
21	産業部	林業課	林道	林道藤ヶ成線 災害復旧工事	野村町	鳥鹿野	土木一式 工事	L=10.0m W=4.0m	31年度	9月	下旬	約3ヶ月
22	産業部	林業課	林道	林道セバ谷支線 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式 工事	L=24.0m W=2.8m	31年度	9月	下旬	約4ヶ月
23	産業部	林業課	林道	林道小松大野ヶ原線 災害復旧工事	野村町	大野ヶ原	土木一式 工事	L=42.0m W=4.0m	31年度	9月	下旬	約7ヶ月
24	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(1号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式 工事	L=24.0m W=3.5m	30年度	3月	月上旬	約7ヶ月
25	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(2号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式 工事	L=16.0m W=3.5m	30年度	3月	月上旬	約7ヶ月
26	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(3号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式 工事	L=13.0m W=3.5m	30年度	3月	月上旬	約7ヶ月
27	産業部	林業課	林道	林道セバ谷陰地線(4号箇所) 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式 工事	L=104.0m W=3.5m	30年度	3月	下旬	約12ヶ月
29	教育部	生涯 学習課	公共	旧大和田幼稚園 用途変更改修工事	野村町	阿下	建築一式 工事	木造平屋建 A=445.5㎡のうち 一部用途変更改修工事	31年度	7月	中旬	約7ヶ月
30	教育部	スポーツ ・文化課	公共	乙亥会館災害旧に伴う 撤去処分工事	野村町	野村	建築一式 工事	RC一部木造2階建 延床面積5405.76㎡	30年度	1月	中旬	3ヶ月
31	教育部	スポーツ ・文化課	公共	乙亥会館災害復旧 建築工事	野村町	野村	建築一式 工事	RC一部木造2階建 延床面積5441.98㎡	31年度	6月	月上旬	9ヶ月

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注の見通し

※本表は、現在、市で発注を予定している災害復旧工事の一覧表です。(一部、既に発注を行った工事も含まれます。)

※発注予定時期は、現時点での計画であり、目安としてご確認ください。他の工事の進捗状況等の要因により、前後する場合があります。

※農地・農業用施設災害復旧、がけ崩れ対策工事は、それぞれの地権者及び受益者の方と協議の上、工事を進めますので、本表への掲載はありません。

No	所管部	所管課	区分	工事名	町	地区	工事種別	概要	発注予定時期			工期
									年度	月	時期	
32	教育部	スポーツ・文化課	公共	乙亥会館災害復旧電気設備工事	野村町	野村	電気工事	RC一部木造2階建 延床面積5441.98㎡	31年度	6月	上旬	9ヶ月
33	教育部	スポーツ・文化課	公共	乙亥会館災害復旧機械設備工事	野村町	野村	管工事	RC一部木造2階建 延床面積5441.98㎡	31年度	6月	上旬	9ヶ月
34	教育部	スポーツ・文化課	公共	大和田地区体育館災害復旧工事	野村町	阿下	建築一式工事	鉄骨造(S) 延床面積645.00㎡	31年度	6月	中旬	約7ヶ月
35	教育部	スポーツ・文化課	公共	野村体育館解体撤去工事	野村町	野村	解体工事	鉄筋コンクリート2階建 床面積1407.01㎡	31年度			未定
36	野村支所	産業建設課	市道	市道荒瀬上野線道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式工事	復旧延長 L=410m	30年度	12月	下旬	約4ヶ月
37	野村支所	産業建設課	市道	市道出合河西線道路災害復旧工事	野村町	河西	土木一式工事	復旧延長 L=20m	30年度	12月	下旬	約4ヶ月
38	野村支所	産業建設課	市道	市道小振線②道路災害復旧工事	野村町	予子林	土木一式工事	復旧延長 L=250m	30年度	12月	下旬	約4ヶ月
39	野村支所	産業建設課	市道	市道植木成穂線①道路災害復旧工事	野村町	釜川	土木一式工事	復旧延長 L=30m	30年度	12月	下旬	約4ヶ月
40	野村支所	産業建設課	市道	市道野村城川線道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式工事	復旧延長 L=15m	30年度	12月	下旬	約4ヶ月
41	野村支所	産業建設課	市道	市道野村ダム袖山線①道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式工事	復旧延長 L=15m	30年度	3月	中旬	約4ヶ月
42	野村支所	産業建設課	市道	市道峰伊勢井谷線道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式工事	復旧延長 L=52m	30年度	3月	中旬	約8ヶ月
43	野村支所	産業建設課	市道	市道河西線②道路災害復旧工事	野村町	河西	土木一式工事	復旧延長 L=20m	30年度	3月	中旬	約4ヶ月
44	野村支所	産業建設課	市道	市道植木成穂線②道路災害復旧工事	野村町	釜川	土木一式工事	復旧延長 L=9m	30年度	3月	中旬	約4ヶ月
45	野村支所	産業建設課	市道	市道鎌田線道路災害復旧工事	野村町	鎌田	土木一式工事	復旧延長 L=10m	30年度	3月	中旬	約4ヶ月
46	野村支所	産業建設課	市道	市道下山線道路災害復旧工事	野村町	平野	土木一式工事	復旧延長 L=35m	30年度	3月	中旬	約6ヶ月

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注の見通し

※本表は、現在、市で発注を予定している災害復旧工事の一覧表です。(一部、既に発注を行った工事も含まれます。)

※発注予定時期は、現時点での計画であり、目安としてご確認ください。他の工事の進捗状況等の要因により、前後する場合があります。

※農地・農業用施設災害復旧、がけ崩れ対策工事は、それぞれの地権者及び受益者の方と協議の上、工事を進めますので、本表への掲載はありません。

No	所管部	所管課	区分	工事名	町	地区	工事種別	概要	発注予定時期			工期
									年度	月	時期	
47	野村支所	産業建設課	市道	市道お堂上線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=50m	30年度	3月	中旬	約 8ヶ月
48	野村支所	産業建設課	市道	市道片川上線 道路災害復旧工事	野村町	片川	土木一式 工事	復旧延長 L=30m	30年度	3月	中旬	約 8ヶ月
49	野村支所	産業建設課	市道	市道大暮下線 道路災害復旧工事	野村町	阿下	土木一式 工事	復旧延長 L=5m	30年度	3月	中旬	約 4ヶ月
50	野村支所	産業建設課	市道	市道溪筋田之筋線① 道路災害復旧工事	野村町	長谷	土木一式 工事	復旧延長 L=5m	30年度	3月	中旬	約 4ヶ月
51	野村支所	産業建設課	市道	市道坂石関平線 道路災害復旧工事	野村町	坂石	土木一式 工事	復旧延長 L=9m	30年度	3月	中旬	約 4ヶ月
52	野村支所	産業建設課	市道	市道一ツウチ線 道路災害復旧工事	野村町	高瀬	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	30年度	3月	中旬	約 4ヶ月
53	野村支所	産業建設課	市道	市道深山支線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	30年度	3月	中旬	約 4ヶ月
54	野村支所	産業建設課	市道	市道阿下釜川線 道路災害復旧工事	野村町	釜川	土木一式 工事	復旧延長 L=14m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
55	野村支所	産業建設課	市道	市道久保谷線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=14m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
56	野村支所	産業建設課	市道	市道深山線① 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
57	野村支所	産業建設課	市道	市道深山線② 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=11m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
58	野村支所	産業建設課	市道	市道保堂線 道路災害復旧工事	野村町	高瀬	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
59	野村支所	産業建設課	市道	市道伊勢井谷フキノトシ線② 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=12m	30年度	3月	下旬	約 6ヶ月
60	野村支所	産業建設課	市道	市道椎ノ木線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
61	野村支所	産業建設課	市道	市道次の川線 道路災害復旧工事	野村町	片川	土木一式 工事	復旧延長 L=20m	30年度	3月	下旬	約 6ヶ月

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注の見通し

※本表は、現在、市で発注を予定している災害復旧工事の一覧表です。(一部、既に発注を行った工事も含まれます。)

※発注予定時期は、現時点での計画であり、目安としてご確認ください。他の工事の進捗状況等の要因により、前後する場合があります。

※農地・農業用施設災害復旧、がけ崩れ対策工事は、それぞれの地権者及び受益者の方と協議の上、工事を進めますので、本表への掲載はありません。

No	所管部	所管課	区分	工事名	町	地区	工事種別	概要	発注予定時期			工期
									年度	月	時期	
62	野村支所	産業建設課	市道	市道横林大成支線 道路災害復旧工事	野村町	予子林	土木一式 工事	復旧延長 L=11m	30年度	3月	中旬	約 4ヶ月
63	野村支所	産業建設課	市道	市道大成線 道路災害復旧工事	野村町	予子林	土木一式 工事	復旧延長 L=26m	30年度	3月	下旬	約 4ヶ月
64	野村支所	産業建設課	市道	市道河西線① 道路災害復旧工事	野村町	河西	土木一式 工事	復旧延長 L=50m	31年度	5月	下旬以降	約 12ヶ月
65	野村支所	産業建設課	市道	市道伊勢井谷フキノトシ線① 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=39m	31年度	5月	下旬以降	約 10ヶ月
66	野村支所	産業建設課	市道	市道溪筋田之筋線② 道路災害復旧工事	野村町	長谷	土木一式 工事	復旧延長 L=120m	31年度	5月	下旬以降	約 12ヶ月
67	野村支所	産業建設課	市道	市道平野手都合線 道路災害復旧工事	野村町	平野	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	31年度	5月	下旬以降	約 6ヶ月
68	野村支所	産業建設課	市道	市道深山線④ 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=15m	31年度	5月	下旬以降	約 4ヶ月
69	野村支所	産業建設課	市道	市道深山線③ 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=10m	31年度	5月	下旬以降	約 4ヶ月
70	野村支所	産業建設課	市道	市道深山線⑤ 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=4m	31年度	5月	下旬以降	約 19ヶ月
71	野村支所	産業建設課	市道	市道野村ダム袖山線② 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=70m	31年度	5月	下旬以降	約 10ヶ月
72	野村支所	産業建設課	市道	市道小振線① 道路災害復旧工事	野村町	予子林	土木一式 工事	復旧延長 L=50m	31年度	5月	下旬以降	約 19ヶ月
73	野村支所	産業建設課	河川	(普) 稻生川支流 河川災害復旧事業	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=100m	31年度	5月	下旬以降	約 4ヶ月
74	野村支所	産業建設課	市道	市道荷刺徳城2号線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=1000m	31年度	5月	下旬以降	約 19ヶ月
75	野村支所	産業建設課	市道	市道大和田前石線 道路災害復旧工事	野村町	大西	土木一式 工事	復旧延長 L=64m	31年度	5月	下旬以降	約 6ヶ月
76	野村支所	産業建設課	市道	市道十夜野線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=20m	31年度	5月	下旬以降	約 4ヶ月

H30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の発注の見通し

※本表は、現在、市で発注を予定している災害復旧工事の一覧表です。(一部、既に発注を行った工事も含まれます。)

※発注予定時期は、現時点での計画であり、目安としてご確認ください。他の工事の進捗状況等の要因により、前後する場合があります。

※農地・農業用施設災害復旧、がけ崩れ対策工事は、それぞれの地権者及び受益者の方と協議の上、工事を進めますので、本表への掲載はありません。

No	所管部	所管課	区分	工事名	町	地区	工事種別	概要	発注予定時期			工期
									年度	月	時期	
77	野村支所	産業建設課	市道	市道成穂上線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=9m	31年度	5月	下旬 以降	約 4ヶ月
78	野村支所	産業建設課	市道	市道(他)土屋大山線 道路災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=160m	31年度	5月	下旬 以降	約 19ヶ月
79	野村支所	産業建設課	河川	(普)河西川河川 災害復旧工事	野村町	河西	土木一式 工事	復旧延長 L=600m	31年度	5月	下旬 以降	約 19ヶ月
80	野村支所	産業建設課	河川	(普)芭蕉田川河川 災害復旧工事	野村町	阿下	土木一式 工事	復旧延長 L=600m	31年度	5月	下旬 以降	約 19ヶ月
81	野村支所	産業建設課	河川	(普)野中川河川 災害復旧工事	野村町	阿下	土木一式 工事	復旧延長 L=300m	31年度	5月	下旬 以降	約 10ヶ月
82	野村支所	産業建設課	河川	(普)古谷川河川 災害復旧工事	野村町	四郎谷	土木一式 工事	復旧延長 L=500m	31年度	5月	下旬 以降	約 19ヶ月
83	野村支所	産業建設課	河川	(普)戸石川河川 災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=200m	31年度	5月	下旬 以降	約 19ヶ月
84	野村支所	産業建設課	河川	(普)深山川河川 災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=600m	31年度	5月	下旬 以降	約 19ヶ月
85	野村支所	産業建設課	河川	(普)深山川河川 災害復旧工事	野村町	野村	土木一式 工事	復旧延長 L=20m	31年度	5月	下旬 以降	約 6ヶ月